

さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業
さいたま Organic City Fes 事業
実施に関する協働協定書

さいたま有機都市計画（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業（以下「推進助成事業」という。）の実施にあたり、推進助成事業の目的及び目標、推進助成事業における役割分担、責任の範囲及び成果の帰属並びに推進助成事業の評価について、次の条項により協定を締結する。

（目的及び目標）

第1条 推進助成事業は、市民が地域で自分らしく生き生きと過ごし、健康に暮らせるまちづくりを目的として、甲と乙が協働して実施する。

2 甲と乙は、前項の目的を達成するために、推進助成事業における目標を次のとおり設定する。

- (1) 有機農業をキーワードとしたマルシェを開催し、市民の中で有機農業の理解を深めること。
- (2) おいしく新鮮な農産物等を生産者から直接購入することを通じて、気軽に農業に触れる機会をつくること。

（相互理解と対等の原則）

第2条 甲と乙は、双方の能力・立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことにより、推進助成事業を実施する。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを前提に、推進助成事業を実施する。

（役割分担）

第3条 甲と乙は、第1条の目的及び目標を達成するため、推進助成事業におけるそれぞれの役割を次のとおり定める。



事業項目	甲の役割	乙の役割
(1)事業PR	1.各メディアへの掲載依頼 2.チラシ配布(各団体・公共施設等) 3.サポートセンターを利用したPR	1.市報・区報への掲載依頼 2.市発行媒体によるPR 3.事業関連行政機関によるPR 4.ホームページでのPR
(2)事業実施準備	1.参加団体の募集 2.実行委員会の運営・資料作成 3.事業関連企業・団体への協力・参加依頼 4.全参加団体との連絡調整 5.チラシ作成 6.会場確保 7.出展団体配置検討・配置図作成 8.事業全般タイムスケジュール作成 9.事業実施内容・マニュアルの検討、作成 10.市民のボランティア募集 11.参加ボランティアの役割分担とマニュアル作成 12.会場安全確保	1.他関係との調整 2.他関係課との連絡調整 3.協力関係団体との連絡調整 4.事業関連行政機関への協力依頼 5.会場確保 6.出展団体配置検討
(3)事業実施	1.事業全般にかかる運営 2.報告書の作成	1.市の施策等の紹介 2.出展団体の調整

(責任の範囲及び成果の帰属)

第4条 推進助成事業における責任の範囲及び成果の帰属は次のとおりとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

(1) 甲の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
- ウ この事業で得る成果物

(2) 乙の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ

(情報公開と説明責任)

第5条 甲と乙は、推進助成事業の透明性を確保するため、推進助成事業の実施状況に関する情報を公開する。また、双方が推進助成事業に関する説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第6条 甲と乙は、推進助成事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、推進助成事業終了後の事業のあり方について真摯に協議するものとする。推進助成事業終了後、報告会において事業の成果及び評価並びに協議内容について報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書の締結の日から推進助成事業の報告会の日をもって終了するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和4年4月26日

甲

さいたま有機都市計画
代表 田島 友里子

乙

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長 清水 勇人

